

E. 女性と武力紛争

濱田すみれ

行動綱領では、「女性の地位向上には平和が重要である」と明記され、世界平和の維持と紛争の平和的解決が女性の地位向上のための重要な要因であるという認識を表明している。武力紛争下では特に女性、子ども、高齢者及び障害者の人権が侵害される。過去には「特に女性はその名誉を傷つけるような攻撃から保護されねばならない」（1949年「戦時における民間人の保護に関するジュネーブ条約」）、「特に、強かん、売春の強制、その他あらゆる形での不当な攻撃など侮辱的で尊厳を奪う行為から守られるべきである」（1977年付属文書）と規定され、それを継承する形となった。「武力紛争下における女性に対する人権侵害は国際人権法ならびに人道法の基本的原則の侵害である」（1993年世界人権会議：ウィーン宣言及び行動計画）から続く考え方である。特に殺人、組織的強かんや性的奴隷を含む強かん、強制妊娠を含むこの種のすべての侵害は特に効果的な対応が必要だと明記されている。紛争による大量難民と強制移住者については、とりわけ女性、思春期の少女、子どもがその大部分を占めること、難民の80%は女性と子どもであることに触れている。しばしば女性と子どもが大半を占める一般市民の犠牲者は戦闘員の犠牲者よりも多く、加えて女性は負傷兵の世話や、残された一家の責任者として両親や高齢な身内の世話をすることになる。

紛争と過剰な軍備費支出による否定的影響を最も被ってきたのは具体的サービスへの投資の不足のまゝに貧しさを余儀なくされている貧困下、とくに農村部の女性たちであり、扮装と過剰な軍事費支出は、女性NGOは世界中の軍事費の削減、および武器の国際取引、売買、拡散の削減を求めてきた。これまでも武力紛争下および地域社会の崩壊の際にはそうした中でも社会秩序を維持しようとする女性たちが重要な貢献を行っていると言われている。

目標のポイントの1つ目は、紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること。政府、国際及び地域機関が取るべき行動として、国連事務局含むあらゆるレベル、特に意思決定レベルへの女性を参加させること、武力紛争及び外国の占領の解決にジェンダーの視点を組み込むこと、紛争下におけるあらゆる女性に対する暴力のケースを扱う警察官、裁判官そのほかの職員にジェンダー研修を行い、活動にジェンダーの視点を取り入れることなどが明記されている。

目標の2つ目のポイントは、過剰な軍事費を削減し、兵器の入手の可能性を抑制することで、政府は、国家安全保障を考慮しつつ軍事資源と軍備産業の開発及び平和目的への転換を増大し促進すること、世界的な過剰な軍事費の投資を削減し、女性の地位向上という社会経済開発のために追加資金を振り分けるようにすることなどが明記されている。ここでは「過剰な」軍事支出とあるが、どれだけ支出すれば「過剰」なのかという疑問が残る。

また、武力紛争下でのVAWおよび人権侵害を犯す警察官、保安隊、軍隊、そのほかの隊員を取り調べ、処罰するための行動をとることも明記され、過度な軍事費、武器、とくに殺傷力の特に強い武器または無差別な被害を与える武器の取引などが社会にもたらす危険を認識し、対処することを政府に求めている。対人地雷に関する対応を早急に進め問題解決に努力することや、平和運動に女性が果たしてきた主導的な役割を認識し、①軍縮に向かって積極的に努力する、②核軍縮及び核兵器拡散防止に寄与し「包

括的核実験禁止条約」(※日本は 1997 年批准)の締結交渉を支援する、③条約の発効まで核実験に関して最大限の抑制をすることも明記されたが、草案にはあった「特に核兵器などのすべての大量破壊兵器の廃絶を促進」は、欧州連合などの反対によりたんなる「核実験禁止条約の交渉を支持」に後退させられた。

目標の 3 つ目のポイントは、非暴力の紛争解決の形態を奨励し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させることが挙げられる。政府のとるべき行動は武力紛争における女性及び子どもの保護に関する条約を含む国際文書の批准及び加入、紛争かにおけるレイプなどの VAW から女性【及び子どもを保護するために日宇町名あらゆる処置、意思決定レベルへの女性の参加の保障などが明記された。武力紛争遂行中のレイプは戦争犯罪であることを認識することも明記され、そのような行為から女性及び子どもを保護するために必要なあらゆる措置を取るとともに、責任のある者すべてを捜査し、処罰するための仕組みを強化すること。戦争中に犯された、レイプ、特に組織的レイプ、強制売春その他の形の暴行及び性的奴隷化を含む、女性に対するあらゆる暴力行為の完全な調査に着手すること。女性に対する戦争犯罪に責任のあるすべての犯罪者を訴追するとともに、被害女性に対して完全な補償を提供することは「慰安婦」問題解決に役立つはずであったが、日本政府は日本軍「慰安婦」を含まないと主張している。平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長することも目標のポイントで、政府、国際及び地域機関、NGO の取るべき行動としては、教育、国際機関、地域活動、若い女性の交流計画を通じた平和的紛争解決、平和、和解と寛容を推進することが明記されている。非暴力な手段による紛争解決のための子どもたちへの教育プログラムの実施も明記された。目標には植民地及び自治権を持たない地域の女性に支援を提供することも入っている。政府、政府間組織、NGO の取るべき行動には、リーダーシップと意思決定のための訓練プログラムを提供し、なかでも「ウィーン宣言及び行動計画」に言明されているような自己決定権を活動できるよう支援し促進することと一般市民の意識啓発を促すことが明記された。

勉強会のディスカッションでは、高里鈴代さん「女たちの 21 世紀」No. 21「北京世界会議から 5 年 沖縄の女性たち—今も続く軍隊の暴力との戦い」を読みながら沖縄における米兵による性暴力について話し合った。1993 年の世界人権会議で「紛争下における女性への強かんは戦争犯罪である」という新たな視点が確立され、北京行動綱領でも引き継がれた。これは沖縄の過去、現在を新たな光で照らすものとして重要なカギだと高里さんは考えた。しかし行動綱領では駐留外国軍による暴力については触れていない。「紛争下」は「長期軍隊駐留下」も含むべきではないだろうかという問題提起。軍備・軍隊がない状態＝紛争のない真に平和な世界が本来目指すべきところである。(145-d)武力紛争遂行中のレイプは戦争犯罪であることを認識すること。そのような行為から女性及び子どもを保護するために必要なあらゆる措置を取るとともに、責任のある者すべてを捜査し、処罰するための仕組みを強化することと(145-e)戦争中に犯された、レイプ、特に組織的レイプ、強制売春その他の形の暴行及び性的奴隷化を含む、女性に対するあらゆる暴力行為の完全な調査に着手すること。女性に対する戦争犯罪に責任のあるすべての犯罪者を訴追するとともに、被害女性に対して完全な補償を提供することで政府責任を求めることができるのではないか。